

2026 年度前期入試問題（行政法）解説

【出題意図】

本問は、行政の内部規定（行政規則）に関する基本的理解を問うとともに、行政の内部規定が問題となる場合の理由提示の瑕疵について具体的な検討ができるかを問う問題である。

問（１）では行政の内部規定に関して行政法の基本的な考え方を踏まえた理解ができているかを問うている。法令とは異なり行政の内部規定は法的拘束力を有しないことが大前提であり、行政の内部規定は行政処分（行政行為）の法的根拠とはならない。しかし、行政の内部規定が法令の内容を具体化したものと理解できるのであれば、行政の内部規定の定めが「法令の具体化として」意味を持ちうる。

裁量基準に係る最判平成 27 年 3 月 3 日民集 69 巻 2 号 143 頁は、この基本を踏まえた上で理解する必要がある。同最判はあくまでも行政訴訟における狭義の訴えの利益に関する判断を示しているに過ぎず、同最判の判断は行政処分（行政行為）の違法性判断においても参考になるものの、その前提として、行政の内部規定の具体的な定めが法令の具体化として合理的であることが求められる。そうでなければ行政の内部規定は法令とは無関係に勝手な定めをしているに過ぎず、行政処分（行政行為）の違法性判断において意味を持たない。したがって、本問においては、同最判の判断による前に、裁量の有無を問わず、行政の内部規定の合理性を問う必要がある。そして、行政の内部規定が合理的であるとは、（１）法令の具体化として理解することができ、かつ（２）行政の内部規定がそれ自体として合理的であることを意味する。

以上は行政法の基本的な考え方に係る重要な点であるにもかかわらず、必ずしも正確に理解していない者が少なくないため、本問において基本的な理解を問うた。

一方、問（２）では理由提示に関する基本的な問題として、行政の内部規定が問題となる場合の理由提示の瑕疵の検討を求めた。処分基準が問題となった最判平成 23 年 6 月 7 日民集 65 巻 4 号 2081 頁（一級建築士最判）の判断を踏まえた検討が求められるが、同最判が①要件のあてはめに関する理由提示と②処分の選択に関する理由提示を区別した上で、②後者について処分基準の適用に係る理由提示を求めた点をも踏まえて検討することが求められる。同最判の事案とは異なり、本問においては①要件のあてはめに関する処分基準の適用に係る理由提示が問題となるが、それとは別に②処分の選択に係る理由提示も求められる。

【採点のポイント】

問（１）は、行政の内部規定の法的意味についての理解を問うており、本件基準には法的拘束力がないことを指摘した上で、都市計画法上の開発許可の要件の具体化とみることができるのであれば、法令の具体化として本件基準を位置付けることができることを説明す

る必要がある。そして、具体的検討においては、(1) 市街化調整区域では厳しい制約により休憩所と物販施設は区別されていると解されるべきこと、加えて、(2) 50 m²以上を物販店舗と解することが合理的であることを指摘して、本件基準を法令の具体化とみることができるとの結論を導くことが求められる。

問(2)は理由提示の瑕疵について検討を求める基本的な問題であり、行政手続法上の不利益処分として同法14条により理由提示が求められることを確認し、判例が繰り返し明示する理由提示の趣旨を示した上で、理由提示において処分基準の適用関係も示す必要があるとした最判平成23年6月7日を踏まえ、理由提示として求められる程度に関する一般的な判断基準を導き出すことが求められる。そして、具体的な検討においては、①要件のあてはめに関して処分基準の適用についての説明を欠くなど理由提示として十分とはいえないこと、及び②都市計画法81条に定める監督処分のうちなぜ使用停止命令が選択されたかについて理由提示を欠くことを指摘する必要がある。

さらに、以上のような理由提示の瑕疵が本件処分の取消事由にあたるかについての検討も不可欠である。

【講評】

上記のように、問(1)は行政法の基本的理解に関わる重要ポイントではあるものの、受験者が問いの趣旨を適切に捉えられず、行政裁量の有無を中心に検討する答案が続出するのではないかと懸念していたが、行政裁量の検討に終始する答案は少なく、良い意味で予想を裏切られた。正しい解答とは言えなくとも、教科書に書いてあることをそのまま再現するのではなく、これまで学習してきたことを踏まえつつ自分の頭で考えて何とか正解に近づこうとする姿勢がみられる答案が多く、感心した。行政の内部規定は正確に理解することが容易でない重要論点であり、現段階での学習到達度としては十分であろう。より正確な理解に向けて法科大学院で繰り返し学習することになる。

一方、問(2)は理由提示に関する基本的な問題であり、予想通り多くの答案が一応の水準に到達していた。まじめに学習してきた者にとっては、学習の成果を十分に生かすことができた問題であったと思う。①要件のあてはめの理由提示と②処分の選択の理由提示の区別はあまり教科書で強調されていないが、それでも区別に気づけた答案が多かった。

もっとも気になった点として、問(1)では開発不許可処分(申請拒否処分)が問題とされ、問(2)では使用停止命令(不利益処分)が問題となっているのもかかわらず、問題文の事実関係を正確に読み取ることができず、両者を混同する答案が多かった点が挙げられる。問(2)において行政手続法8条を挙げる答案がかなり存在した。確かに本問においては問題文の事案に複数の行政処分が登場するなど、事例問題としてはやや複雑であり、これまであまり事例問題を解いた経験がない者にとってはやむをえない面もあったかもしれない。事例問題において丁寧に事実と法令を読み取る能力を法科大学院で身に付けて欲しい。

